

令和3年度 橋保育園における「保育の自己評価」

橋保育園を経営している社会福祉法人光輪会の事業理念は、

「 “いのちを養う” 在宅支援の実現 」であります。

このことを分かりやすく申し上げますと、(社福)光輪会が提供させていただいているさまざまな福祉サービス(保育サービス・老人デイサービス・配食サービス等)のご利用者お一人お一人が、“生きる喜び”を感じられるとともに“生きる力”を身につけられるお手伝いをさせていただくということでございます。

サービス提供にあたりましては、全スタッフが十分連携し合っご利用者お一人お一人のニーズにお応えするとともに、“やすらぎと感動”に究極する顧客満足の更なる向上に努めています。

橋保育園では、このような(社福)光輪会の事業理念のもと児童憲章並びに児童福祉法及び子ども・子育て支援法等、関係法令を遵守したうえで、仏教精神(感謝・和合・奉仕)を保育の心として日々のお子さまの保育に当たっています。

具体的には、保育園における保育の基本目標である

「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」

(平成29年3月31日厚生労働大臣告示『保育所保育指針』より)

ために、本園全スタッフが心を合わせて努力しているところでございます。

さて、当園においてはかねてより、毎月開催の保育スタッフ会等において全員で日々の保育の自己評価に努め、保育の改善に取り組んできています。それらの一端を毎月発行している『園だより』で保護者等に公開しています。さらには、毎日の『連絡帳』や送迎時の会話などを通じて保護者との情報交換や連携にも最大限努めています。

しかしながら、保育士の国の配置基準や保育士等の処遇の現状にあっては、不十分な面も多々あるかと考えております。それでも、一人一人の子どもへの愛情と児童福祉の理念への情熱と使命感、そして何よりも保護者の皆様からの信頼とご支援のお蔭で、全スタッフが喜びとやりがいをもって日々の業務にいそむることができていることは有難いことです。

ところで、日々の保育をすすめていくうえで私たちが拠り所としている『保育所保育指針』の第1章第3節「(4)保育内容等の評価」において、保育士等の自己評価、また保育所の自己評価について記載されています。これは、保育士等は自らの保育実践を評価するよう努めること、そしてこれを踏まえて保育所は保育の内容等について自ら評価を行い、その結果の公表に努めることが示されたものです。

そこで今回、当園の保育スタッフ全員で「保育士等の自己評価チェックリスト」に基づく自己評価を行い、その結果を公表させていただくことになりました。当園では初めての取り組みですので、まずは保育という営みのなかで最も大事な「一人一人の子どもとの関わり」に焦点を当てて自己評価を実施いたしました。なお、保育スタッフとは、保育の現場で何らかの形で当園園児に関わる保育士(常勤、非常勤)、看護師、保育補助です。

チェックリストの記入にあたっては、保育スタッフ各人の自由な判断によることを方針としたため、評価項目によっては、評価の趣旨に沿わない記入の仕方(※例えば自分が担当しない、または責任を負わない業務等に係る項目について自分の恣意的な判断によるなど。)になったのではないかと考えられるものもございましたが、初めての取り組みということで、今後、より一層客観的かつスタッフ相互支援を高める方向で、そして何よりも子どもファーストを貫く保育環境の整備に努めていくことで更なる保育の質の向上に取り組んでまいります。